

第7 第7条の2

(地域団体商標)

一、[第7条の2第1項柱書](#)

第7条の2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、[第3条](#)の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

1. 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するものとする。
 - (1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること
 - (2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること
2. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りでない。
3. 本項柱書の「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」に該

当するためには、次のすべてを満たさなければならないことに留意する。

- ①出願に係る商標が出願人又はその構成員によって使用されていること（後記5.を参照）
- ②出願に係る商標が需要者の間に広く認識されていること（後記6.を参照）
- ③出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること

4. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が団体の構成員によって使用されている場合において、その商標が「その構成員に使用をさせる商標」であるか否かを判断するときは、その構成員による商標の使用が団体の管理の下で行われているか否かを考慮するものとする。

5. 本項柱書を適用して登録が認められるのは、出願に係る商標及び指定商品又は指定役務と、使用に係る商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。

なお、商標の同一性の判断については、この[基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び（3）](#)を準用する。

6. (1) 本項柱書にいう「需要者の間に広く認識されている」とは、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする。

(2) 本項柱書の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この[基準第2（第3条第2項）の3.](#)を準用する。

7. 出願に係る商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

8. 地域団体商標に係る指定商品又は指定役務の記載については、この[基準第3の十四（第4条第1項第16号）](#)を参照することとする。

二、[第7条の2第1項第1号](#)、[第2号](#)及び[第3号](#)（登録を受けられる商標）

第1号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第2号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第3号 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。
2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この[基準第1三、第3条第1項第1号の1. 及び2.](#)を準用する。
3. (1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。
 - ① 商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称
 - ② 商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称
 - ③ 商品「箸」について、「塗」の名称
 - ④ 商品「盆」について、「彫」の名称
 - ⑤ 商品「かご」「行李（こうり）」について、「細工」の名称
 - ⑥ 商品「豚肉」について、「豚」の名称
 - ⑦ 役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称
 - ⑧ 役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

- (2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、認識されている名称は、上記3.(1)にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に含まれるものとする。

(例) 「天然あゆ」「完熟トマト」

- 4.(1) 第3号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当する。

- ① 産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

- ② 提供の場所に付される文字の例

「本場」

- (2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、本号には該当しない。

(例) 「特選」「元祖」「本家」

「特級」「高級」

5. 例えば、次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないものとする。

- ① 「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの
- ② 「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの
- ③ 「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの
- ④ 第1号から第3号に規定された文字以外の文字（例えば、上記4.(2)に該当するもの）、記号又は図形を含むもの
- ⑤ 識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

三、[第7条の2第2項](#)(地域の名称)

第2項 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

1. 本項の規定の適用に際しては、[本条第4項](#)の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。
2. 本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。
 - (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
 - (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域
 - (3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域
3. 本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。
 - (1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域
4. 本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。
 - (1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について
原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。
 - ① 「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地
 - ② 「硯」について、原材料「石」の産地
 - (2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

①「織物」について、伝統的製法の由来地

5. (1) 出願に係る商標が、本項に規定する「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。

① 地域の名称が当該商品の産地である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該商品をその地域において生産していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

② 地域の名称が当該役務の提供の場所である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該役務をその地域において提供していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること

③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合

- a. 当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること
- b. 出願人又はその構成員がその地域において生産されたその主要な原材料を用いた当該商品を生産していること
- c. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合

- a. 出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該商品を生

産していること

b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 新聞、雑誌、書籍等の記事
- ② 公的機関等の証明書
- ③ パンフレット、カタログ、内部規則
- ④ 納入伝票、注文伝票等の各種伝票類

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[27.02](#) 地域団体商標の取扱いについて

[27.71](#) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

[42.110.01](#) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について

[47.101.01](#) 地域団体商標登録出願に係る主体要件について

[47.101.02](#) 構成員に使用をさせる商標について

[47.101.03](#) 地域団体商標登録出願に係る商標の周知性について

[47.101.04](#) 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

[47.101.05](#) 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有することについて

[47.101.06](#) 他人の商標との類否判断について

[47.101.07](#) 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について

[47.101.08](#) 他人の周知商標と同一又は類似の商標について

[47.101.09](#) 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがある商標でないこと

[47.101.10](#) 地域団体商標に係る団体の構成員について